

建築設計業務委託現場説明書

業務名称： 鶴岡市文化会館改築設計業務委託

1 業務概要	鶴岡市文化会館改築工事に係る本体及び外構・駐車場の基本・実施設計及び積算業務並びに付帯業務一式
2 履行期限	平成25年9月30日 (ただし、基本設計は平成25年2月を目途に成果物を提出のこと)
3 遵守法令	地方自治法及び鶴岡市契約に関する規則、鶴岡市建築設計業務委託契約約款、並びに業務実施に当たり当然適用される関係法令、規則を遵守する義務を負う。
4 入札保証金	免除
5 契約保証	あり 建築設計業務委託契約約款第4条による
6 前金払	あり 建築設計業務委託契約約款第35条による。
7 条件の変更	特記仕様書「I.4.(2)施設の条件」のうち、施設の規模・構造、耐震安全性の分類、設備の概要が設計業務での協議の結果により変更となったことによる契約金額の変更は行わない。
8 一括再下請の禁止	業務の全部を一括して、又は設計仕様書において指定した部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。鶴岡市建築設計業務委託契約約款第13条の通り。
9 賠償責任保険への加入	鶴岡市建築設計業務委託契約約款第41条第3項及び第4項による損害賠償請求を補償対象とする保険に加入しなければならない。また契約締結後すみやかに当該保険に加入していることを証明する文書を提出すること。
10 共同企業体の運営委員会	受注者が共同企業体の場合、その代表者は契約締結後すみやかに共同企業体構成表(運営委員会の組織及び運営規則)を提出し承認を得なければならない。
11 その他	建築基準法に基づく計画通知に伴う構造計算適合性判定手数料については発注者の負担とする。ただし、申請建物の不適合、計画通知図書の不備・不整合等により再申請が必要になった場合の構造計算適合性判定手数料については受注者の負担とする。 また、設計内容により特別の評価・認定・許可が必要となった場合、その審査機関等に支払う手数料等は発注者の負担とする。ただし、その申請等に必要資料・図書の作成に必要な費用は本業務委託契約額に含むものとし、受注者の負担とする。